大牟田市特定健康診査受診勧奨業務委託基本仕様書

１　業務名

大牟田市特定健康診査受診勧奨業務

２　期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

３　目的

大牟田市（以下「甲」という。）の令和３年度の特定健康診査の受診率は30.8%であり、国の設定する令和５年度に市町村国保の受診率60%以上という目標値との乖離は大きく、本目標の実現のためには、効果的な受診率向上の試みが必要である。

このため本業務では、特定健康診査受診データ等の分析により、受診対象者の特徴を分類し、それぞれの特徴に適した効果的・効率的な受診勧奨を実施することで、特定健康診査の受診率向上を図る。

４　甲が行う業務

（１）関係データ等の提供

ア　甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙１「発注者が受注者に提供するデータ等」）を受注者（以下「乙」という。）に提供する。

イ　データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へＬＧＷＡＮを通じて提供または直接手渡しするものとする。

ウ　イの運用ができない場合は、乙が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により甲乙間でデータの授受を行う。

エ　イ、ウとも運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

５　乙が行う業務

（１）データ分析業務

乙は効率的･効果的な受診勧奨を実現するため、以下のアからエの業務を行う。

ア　データ分析を可能にするためのデータ加工業務

イ　受診勧奨すべき対象者の特定業務

ウ　受診勧奨対象者の優先順位づけやグループ分け等

エ　甲との協議による受診勧奨対象者の決定業務

（２）受診勧奨業務

乙は（１）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。受診勧奨方法については、対象者の特性を踏まえ、甲と協議の上、決定す

ること。

ア　対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者

イ　受診勧奨の内容

受診勧奨の内容は、対象者それぞれの特性に合わせたものとし、乙は甲に対し、事前確認及び承諾を得ること。

（３）報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告業務等を行う。

ア　期中報告業務

（１）に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。

イ　年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率の年間及び月間の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告する。報告に当たって必要なデータ等は、甲から乙へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨等の有効な施策について、甲に提案を行う。

ウ　電子データの納品

委託期間が終了するまでに、通知物の原稿（電子データ：PDF 等）を納品する。

エ　その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業等を提案し、甲との同意のもと実施する。本契約内容に定めのない事業等の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

６　甲及び乙が行う業務

（１）委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

（２）打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

７　機密保護

（１）乙は業務の実施における個人情報の取扱いについて、甲のセキュリティポリシーを遵守すること。

（２）乙は個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じること。

また、甲から知りえた情報（公開情報は除く）は、本委託業務に関する契約、運用目的以外に使用せず、契約期間の終了後についても機密として扱い、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置を講じること。

（３）乙は、業務が終了したとき、又は業務の履行上不要となったときは、直ちに

業務の履行のため甲から引き渡された個人情報を甲に返還又は廃棄しなければならない。

８　その他の特記事項

（１）乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

（２）委託業務により生じた成果物に対する著作権は乙に帰属するが、乙が成果物を外部に提示する場合、事前に甲の許可を得るものとする。

（３）その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定める。

別紙１

発注者が受注者に提供するデータ等

発注者（以下「甲」という。）は、「業務仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者（以下「乙」という。）に提供する。

１.委託業務の開始に当たって提供するもの

（１）特定健診関連情報データ

① 特定健診・特定保健指導受診歴データ

・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去４年度分(前年度分を含まない)

・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去５年度分(前年度分を含む)

② 特定健診対象者データ

各年度の当初時点(4 月 1 日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

・FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV 当年度を含む 3 年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、甲作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：Excel, CSV

（２）被保険者情報データ

被保険者管理台帳(KDB 帳票 p26_006)／ファイル形式：CSV

（３）印刷・発送関連データ

①宛名印字用データ

・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則 Shift-JIS、フォントは MS 明朝とする。

※個人識別番号(前項（１）のデータに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれる。

②外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

③ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、乙の定める様式に従い提供するものとする。

（４）資材作成用データ

①健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診情報について乙の定める様式に従い提供するものとする。

②市章データ／ファイル形式：JPEG

※印刷に耐えうる解像度とする。

２.通知物の発送の都度提供するもの

（１）印刷・発送関連データ

発送対象者リスト作成データ

・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※発送対象から除外対象者について、発送の都度乙の定める様式に従い提供するものとする。

３.期末報告前に提供するもの

（１）報告書関連データ

報告書作成用データ

・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分

※受診者の個人番号、受診年月日(8 ケタ)、受診区分フラグの 3 列を含むものとする

４.その他

（１）その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲、乙にて協議の上、提供する。